

## 豊橋市議会議長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が主催するスポーツ大会、コンクール等（以下「大会等」という。）に対し交付する豊橋市議会議長賞（以下「議長賞」という。）に係る交付基準及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 議長賞の交付は、本市における教育、芸術、文化、スポーツ及び産業の振興を図ることを目的とする。

(交付基準)

第3条 議長賞の交付対象とする大会等は、次のとおりとする。

- (1) 一般市民を対象とした教育、芸術、文化又はスポーツに関する大会等で、スポーツについては概ね30人以上、その他のものについては概ね20人以上の参加のあるもの
- (2) 特定の会員等を対象とする概ね30人以上の参加のある大会等で、議長賞の交付目的に沿ったものであると認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、議長賞は交付しないものとする。
  - (1) 特定の宗教又は政治団体について宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認められるもの
  - (2) 特定事業者の営利又は商業宣伝を目的としたものであると認められるもの
  - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 暴力団と関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) その他交付することが不相当と認められるもの

(交付内容)

第4条 議長賞は、議長名で賞状を交付する。

2 必要に応じ副賞として、トロフィー、カップ若しくは楯又は次の表の定めるところにより、賞金等を交付することができる。

区 分		賞 金 等
1	任意団体が一般市民を対象として主催する大会等	賞金 3,000 円又は 3,000 円相当の記念品
2	公共的団体が主催するもの、又は任意団体が一般市民を対象として主催する大会等で、特に市が奨励するもの	賞金 5,000 円又は 5,000 円相当の記念品
3	その他	大会等の内容によりその都度定める。

3 一つの大会等において年令別、階級別その他区分がある場合は、その区分に応じてそれぞれ交付することができる。

4 副賞の交付は、豊橋市長賞が交付される場合はこれとの均衡を図るものとする。

(交付申請)

第5条 議長賞の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会等開始日の2週間前までに豊橋市議会議長賞交付申請書（様式第1）を議長に提出しなければならない。ただし、議長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(交付の承認)

第6条 議長は前条の申請を承認したときは、議長賞を交付する。

(交付の取り消し)

第7条 議長は、交付承認後であっても当該大会等が、第3条第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったと認められる場合は、その承認を取り消すものとする。

(受賞の報告)

第8条 議長賞の交付を受けた場合は、申請者は大会等の終了後すみやかに豊橋市議会議長賞受賞報告書(様式第2)を議長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。